

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

令和8年9月17日

京都市長 松井 孝治

1 建築物の所在地、用途及び構造

- (1) 所在地 京都市伏見区深草谷口町70番13
- (2) 用途 一戸建て住宅
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造地下1階、木造2階建て

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町26番地
- (2) 氏名 株式会社遠望建設 代表取締役 杜鵑

3 命令年月日

令和8年9月11日

4 命令の内容

工事の施工を停止すること。

5 根拠条項

建築基準法第9条第10項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)